

まん延防止等重点措置の要請等を受けた経済支援策について

(既決予算で対応)

①【売上が減少した事業者への支援】(まん延防止等重点措置が適用された場合の対応)

飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受け売上が減少した事業者のうち、国や県の支援金等の対象とならない事業者に対し、法人は15万円、個人事業者は10万円を上限に支援する。

対象事業者：・飲食店と取引がある事業者等、国の支援金の対象業種で売上が30%以上50%未満減少した事業者(50%以上減少した事業者は国が支援)

・国や県の支援対象とならない業種で売上が50%以上減少した事業者

申請開始：令和3年6月中旬頃(国の制度が確定した後、実施予定)

支給開始：令和3年6月下旬頃(国の制度が確定した後、実施予定)

※「まん延防止等重点措置」の期間を対象に再実施

(予備費等で対応)

②【地域の飲食店を支えるテイクアウト支援】※昨年度実施事業の再実施

テイクアウトに取り組む飲食店に対し、割引などの特典を付けていただくことで、1店舗あたり10万円を支援する。

申請開始：令和3年5月下旬頃

支給開始：令和3年5月下旬頃

(既決予算で対応)

③【感染症対応シティ促進事業】

市民に商品販売やサービス提供を行う来店型の施設等を対象に、感染症対策強化の取り組みにかかる物品・サービス導入経費や工事経費の3分の2、60万円(うち、物品・サービス導入経費は上限20万)を上限に支援する。

申請期間：令和3年3月10日～令和3年6月30日

(既決予算で対応)

④【地域を支える商店街支援事業】

市民が安全に商店街を利用できるよう、商店街が取り組む感染症対策にかかる費用の5分の4、50万円を上限に支援する。

申請期間：令和3年3月8日～令和4年3月31日

※ 事業者(市民)向け問い合わせ先は、別途、福岡市ホームページにてお知らせいたします。